

## 和歌山県監査公表第6号

令和7年12月1日付け監査報告第15号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和8年3月3日

和歌山県監査委員 田 嶋 久 嗣  
和歌山県監査委員 河 野 ゆ う  
和歌山県監査委員 吉 井 和 視  
和歌山県監査委員 北 山 慎 一

### 1 那賀振興局建設部

監査実施年月日 令和7年9月30日

| 監査の結果  | 監査の結果に基づき講じた措置  |
|--|---|
| <p>注意事項</p> <p>(1) 旅費の支出において、通勤手当との調整額を誤り、過支給となっている事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 損害賠償金及び修繕料の支払を伴う公用車による交通事故が発生していたので、今後は、事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。</p> <p>(3) 河川敷地が不法に占用されている土地について、不法占用者に対して厳正に対処するとともに、河川敷地としての効用を喪失している場合は、公用廃止など処理方針を検討の上、適正な管理に努められたい。</p> | <p>注意事項</p> <p>(1) 旅費命令簿の申請及び承認について、適正に事務処理を行うよう職員に周知徹底を行った。<br/>なお、旅費の過支給については、職員から返納済である。</p> <p>(2) 交通事故防止のため、公用車を後退させる際に、同乗者がいる場合は、降りて誘導する等、職員に注意喚起を行い、公用車の適正な管理について周知徹底を行った。</p> <p>(3) 名手川の河川敷地の不法占用については、関係課との協議により不法占用物件撤去の方針を決定し、不法占用者による自主的な撤去に向け指導を行っているところであり、今後粘り強く交渉を続けていく。</p> |

### 2 和歌山県立仙溪学園

監査実施年月日 令和7年9月30日

| 監査の結果   | 監査の結果に基づき講じた措置  |
|---|---|
| <p>注意事項</p> <p>給食調理業務委託の契約保証金免除申請について、契約実績とならない期間のものを実績としていたので、適正に処理されたい。</p> | <p>注意事項</p> <p>今後このようなことのないよう、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）に基づき、適正な事務処理を行うよう、職員に周知徹底した。</p> |

### 3 和歌山県岩出警察署

監査実施年月日 令和7年9月30日

| 監査の結果  | 監査の結果に基づき講じた措置   |
|--|--|
| <p>注意事項</p> <p>損害賠償金及び修繕料の支払を伴う公用車による交通事故が発生していたので、今後は、事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。</p> | <p>注意事項</p> <p>署員の安全運転への意識を更に高めるため、公用車を運転する際は、運転者のみならず、同乗者も降車誘導を行うなど、周囲、後方の安全確認を徹底するよう継続指導するとともに、朝礼等において、事例を用いての交通安全教育及び運転訓練を実施した。</p> |